

2.24 ブルガリア

2.24.1 概要

人口は約 698 万人（2019 年）、面積は約 11 万 平方キロメートルで日本の約 3 分の 1 である²⁶⁵。

バルカン半島東部に位置し、東部は黒海を臨む。中央を東西に走るバルカン山脈で二分され、北部はドナウ川流域の平原、南部はソフィア盆地と丘陵地である。主要な農作物は、小麦、とうもろこし、大麦、ライ麦、オート麦、大豆、米等である。主に南部で栽培される良質のオリエンタルタイプのタバコは特に重要な工業作物である²⁶⁶。黒海沿岸では小規模な漁業や養殖が営まれており、加工品が EU 域外にも輸出されている²⁶⁷。



1 経営体当たりの平均経営面積は 22.0ha（2016 年）である²⁶⁸。国内総生産に占める農林水産業の比率は 3.4%（日本は 1.1%）である。

農林水産業の地位（2019 年） 単位：億 US ドル、%

	ブルガリア		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	662	100.0	49,713	100.0
うち農林水産業	22	3.4	564	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からブルガリアへの輸出額が約 55 万 US ドルであるのに対し、ブルガリアから日本への輸入額は約 1,700 万 US ドルである（2019 年）。日本の輸出上位品目はベーカリー製品、その他の調製食料品、播種用の種等であり、ブルガリアからの輸入上位品目は甲殻類及び軟体動物、ぶどう酒、たばこである。

²⁶⁵ 外務省「ブルガリア共和国（Republic of Bulgaria）基礎データ」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/bulgaria/data.html>

²⁶⁶ Britannica「Bulgaria」 <https://www.britannica.com/place/Bulgaria>。

²⁶⁷ USDA Foreign Agriculture Service（2019）Bulgaria: Fish and Seafood Market Brief. https://apps.fas.usda.gov/newgainapi/api/report/downloadreportbyfilename?filename=Fish%20and%20Seafood%20Market%20Brief%20-%20Bulgaria_Sofia_Bulgaria_4-1-2019.pdf

²⁶⁸ EU「EU country factsheets, Statistical Factsheet Bulgaria」

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/farming/documents/agri-statistical-factsheet-bg_en.pdf,

農林水産物貿易概況（2019 年） 単位：百万 US ドル

	輸出 (日本→ブルガリア)	輸入 (ブルガリア→日本)	日本の収支
総額	158	164	▲6
農林水産物	0.5	17.2	▲17
農林水産物のシェア	0.3	10.5	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位 5 品目（2019 年）

輸出：日本→ブルガリア（単位：万 US ドル%） 輸入：ブルガリア→日本（単位：万 US ドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
ベーカリー製品	40	73.1	甲殻類・軟体動物	881	51.1
その他の調製食料品	6	11.5	ぶどう酒	219	12.7
播種用の種等	3	5.8	たばこ	131	7.6
非食用油脂	2	3.1	飼料	101	5.9
パスタ	1	2.2	ジャム類	67	3.9
総額	55	100.0	総額	1,723	100.0

資料：財務省貿易統計

原産地呼称保護（PDO）は、ブルガリア語でЗащитено наименование за произход、地理的表示保護（PGI）はЗащитено географско указание と表記する。ブルガリアの農産物・食品の GI 取得状況は、PDO 1 件、PGI 2 件、合計 3 件（2020 年 12 月末時点登録済）である。品目別にみると、PDO は蜂蜜が 1 件、PGI は肉製品、精油がそれぞれ 1 件である。

品目別 GI 登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.2. 肉製品	-	1
Class 1.4. その他動物製品（卵、蜂蜜等）	1	-
Class 2.10. 精油	-	1
総数	1	2

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

2.24.2 GI 監視スキーム

ブルガリアでは、GI に関する政策を所掌する中央機関が複数存在する。農業食品森林省（MAFF）のアグリフードチェーン局（PAFCD）が農産物・食品を、経済省（ME）および MAFF 内のぶどう・ワイン庁（EAVW）がワイン・香味付けワインを、ME の登録免許管理局（RLC）がスピリッツを担当する。

中央政府

機関名	住所	連絡先
農業食品森林省アグリフードチェーン局 (Министерство на земеделието, храните и горите на Република България - Дирекция политики по агрохранителната верига : MAFF-PAFCD)	55, Hristo Botev Blvd., 1040 Sofia	Tel. +359 298511-444/445 Email: ebozhilova@mzh.government.bg; dkircheva@mzh.government.bg Website: www.mzh.government.bg/
経済省 (Министерство на икономиката : ME)	8, Slavyanska Str., Sofia 1052	Tel. +359 29407001 Fax. +359 29872190 / 29819970 Email: e-docs@mi.government.bg Website: https://www.mi.government.bg/en
農業食品森林省 (MAFF) ぶどう・ワイン庁 (Изпълнителна агенция по лозата и виното : EAVW)	125 Tsarigradsko Shose Blvd., Bldg. 1, fl. 3, Sofia 1113	Tel. +359 29708111 Fax. +359 29708122 Email: sofia@eavw.com Website: www.eavw.com
経済省(ME) 登録免許管理局 (Регистриране, лицензиране и контрол : RLC)	125 Tsarigradsko Shose Blvd, Bldg. 1, fl. 3, Sofia 1113,	Tel. +359 29407001 Email: e-docs@mi.government.bg Website: www.mi.government.bg

EUIPO (2017)²⁶⁹

農産物・食品の GI 監視当局は、食品安全局（BFSA）である。

GI 監視当局（EU 規則 No.1151/2012 第 38 条に基づく）

機関名	住所	連絡先
農業食品森林省(MAFF) ブルガリア食品安全局 (Българска агенция по безопасност на храните : BFSA)	Sofia, Pencho Slaveikov Blvd.,15°	Tel. 35929159858; 35929159846 Email: v_popstoyanova@bfsa.bg; t_georgieva@bfsa.bg Website: www.babh.government.bg

欧州委員会ウェブサイト（2020 年 11 月現在）²⁷⁰

²⁶⁹ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

²⁷⁰ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

なお、ワイン及び香味付けワインの市場監視は農業食品森林省のぶどう・ワイン庁（EAVW）、スピリッツの市場監視は経済省の消費者保護委員会の担当である。

GI 監視当局（ワイン）

機関名	住所	連絡先
農業食品森林省（MAFF） ぶどう・ワイン庁 （Изпълнителна агенция по лозата и виното：EAVW）	125 Tsarigradsko Shose Blvd., Bldg. 1, fl. 3, Sofia 1113	Tel. +359 29708111 Fax. +359 29708122 Email: sofia@eavw.com Website: www.eavw.com

EUIPO (2017)、

GI 監視当局（スピリッツ）

機関名	住所	連絡先
経済省 消費者保護委員会 （Комисия за защита на потребителите：CCP）	8, Slavyanska Str., Sofia 1052	Tel. +359 29407001 Email: e-docs@mi.government.bg Website: www.mi.government.bg

EUIPO (2017)、

BFSA は地方ユニットを通じて食品安全の監視活動を年 2 回、事前通告なく実施しており、小売店舗における GI 名称の監視もその一環として行っている。また、対象を限定した特別監視や、苦情に対応するための調査も行う。監視活動の結果は、年次で MAFF-PAFC に報告される。

外国産 GI の違反を発見すると、BFSA から MAFF に通知し、MAFF がその後の対応を担当する。EU 加盟国とも連携しており、EU Food Fraud Network の窓口は MAFF の動物保健・食品安全局である²⁷¹。

なお、ブルガリアは 2008 年より 農産物・食品の GI について独自の国内登録制度を持っており、GI は EU 共通の制度とする EU 規則に違反するとして欧州委員会は 2018 年から公式に制度の廃止を求めていた²⁷²。2019 年 12 月、ブルガリアは商標及び地理的表示法を改正して国内登録制度を無効とし、EU 規則との整合性を保つ形となった。

²⁷¹ 2020 年 9 月現在 https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/food-fraud_contact_points.pdf

²⁷² https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/EN/MEMO_19_462

2.24.3 GI 侵害の事例

BFSA の監視中に発見された GI 侵害は、指導により是正されている。欧州知的財産庁の報告書によると、BFSA は、生産地でのみスライスが認められている GI 製品を店舗でスライスして販売している事業者を発見し、やめるよう指導した。フォローアップの訪問調査も実施し、違反行為はなくなったため、このケースでは罰金等は科されていない（製品名、事業者名等詳細不明）。

外国産の GI については、英国のスコッチウスキー協会がブルガリアで訴訟を起こした例がある。

ブルガリア産スコッチウスキー問題

英国の「スコッチウスキー」は、GI として保護されているが、世界中で偽物が出回っている。2014 年、スコッチウスキー協会(SWA)は、スコットランド、ベルギー、フランス、ドイツ、オランダ、インド、中国、エクアドルなどで 19 のブランドに対し公式に手続きをとった。

ブルガリアでは「Highlander」というブランドのウスキーが発見された。「Highlander」のメーカー Nordix Distillery & Winery Company は、ブルガリア国内で「Highlander」を商標登録していたが、瓶のラベルにはスコットランドの著名なアイリーン・ドナン城を背景にバグパイプを吹く人が描かれていた。SWA はスコッチウスキーの模倣（passed off）と判断し、ソフィア市裁判所に訴訟を提起。ブルガリア国内の商標登録を抹消することに成功した。

SWA は「スコッチ」の名称を保護するためにスコッチウスキー生産者から偽物の情報を受け付けるほか、世界中の商標登録に目配りしている。商標監視サービスから 1 か月に 400 件のアラートを受け取り、現在、20 カ国において 300 件の商標登録への異議を申し立て、30 カ国において 60 件の訴訟を抱えている。SWA の法務部門は 8 人体制、うち 5 人は弁護士だが、世界中で問題が発生するため、現地の弁護士の協力は欠かせないという。

(<https://www.bbc.com/news/uk-scotland-scotland-business-32500059>)

2.24.4 対抗手段

農産物・食品の GI 違反の通報は国内品、外国品を問わず、BFSA のウェブサイトから連絡できる。通報フォームは英文表示も可能であり、通報者の氏名、住所、連絡先、通報対象の名称、連絡先、内容を記入する。写真などの電子データも添付できる。匿名の通報や 2 年以上前に発生した案件には対応しないとの注意書きがある。オンラインで送付すると番号が表示されるので、ウェブサイトの問い合わせ（Check signal）ページに番号を入力して、進捗を照会できるしくみである。

BULGARIAN FOOD SAFETY AGENCY

Food problem?

0700 122 99

Check signal

Forward signal online

Home > Food problem? > Forward signal online

Forward signal online

Iskam da podam*

PERSONAL DATA FOR THE PERSON SIGNATOR OF THE SIGNAL

Name and Surname*

Prezime*

Familiya*

FULL ADDRESS

Oblast*

Obshtina*

Naseleno myasto*

P.K.*

BFSA ウェブサイトの通報フォーム²⁷³

なお、ワイン・香味付けワインについても農業食品森林省 EAVW のウェブサイトからオンライン通報が可能である。ウェブサイト上の「Alert」のタブをクリックするとポップアップでフォームが表示される²⁷⁴。

²⁷³ http://www.babh.government.bg/en/Page/problem_signal/index/problem_signal/Forward%20signal%20onlin

²⁷⁴ <http://www.eavw.com/index.php?lg=bg&menuid=1>

違反を発見すると、BFSA の検査官が事業者には是正を指導し、改善されなければ行政措置を講じる。EU 規則 No 1151/2012 の違反品は、流通を制限、禁止され、違反の内容に応じて罰金が科される。

刑法によると、GI の不正利用は禁固 5 年未満、罰金 BGN5000 未満と規定されている。

商標地理的表示法によると GI 権利者は侵害の停止、損害賠償、違反品の差し押さえ及び破棄、違反者負担により裁判所の判断の新聞掲載を求める権利があり、違反者に通知することなく、仮措置（GI マーク利用の禁止、違反品や証拠の押収、違反品の広告の押収、敷地の閉鎖等）を求めることができる。知的財産の侵害訴訟は、ソフィア市裁判所が全土を担当する。

～GIを守るために～

侵害の通報窓口

ブルガリアにおける農産物 GI 侵害の行政窓口は、食品安全局(Bulgaria Food Safety Authority: BFSA)
Tel. 35929159858; 35929159846
ホットライン : 0700 122 99
Email: v_popstoyanova@bfsa.bg;
t_georgieva@bfsa.bg

連絡方法

BFSA に電話あるいはウェブサイトの通報フォームによる申立てが可能。

ウェブサイトの通報フォーム :

http://www.babh.government.bg/bg/Page/problem_signal/index/problem_signal/Forward%20signal%20online

保護のしくみ

BFSA の検査官が事業者には是正を指導し、改善されなければ行政措置を講じる。

2.24.5 関連法令

ブルガリアの GI 関連法令は以下の通りである。なお、法令の名称は欧州知的財産庁の報告書²⁷⁵に基づいている。

GI 根拠法令

- The Law on Trade Marks and Geographical Indications (※ EU 商標指令 2015/2436 の国内法、2019 年 12 月採択)

行政の取り締まりを規定する法律

- The law on the implementation of the Common Market Organisation
- Ordinance No 6 of 2011 on the specific requirements of the official control on the use of GIs
- The Wine and Spirit Drinks Act
- Order No 11-136/2014 of the Executive Director of the BFSA (※ BFSA による市場監視の手続きを規定)

民事手続きを規定する法律

- The Law on Trade Marks and Geographical Indications

刑事手続きを規定する法律

- The Bulgarian Criminal Code (ブルガリア刑法)

²⁷⁵ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states 及び Annex, Guide for public authorities and economic operators.

2.24.6 その他の関連制度

EU の伝統的特産物（Traditional Speciality Guaranteed : TSG）は、ブルガリアでは、5 件が登録されており、すべて肉製品である。

品目別 TSG 登録件数

品目	TSG
Class 1.2. 肉製品	5
総数	5

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

食品の品質を認証する国内制度は調査時点では確認できなかったが、2020 年 5 月、新たな食品法が採択されている。詳細は明らかではないものの、その中で国産原材料を用いて国内で生産される産品についてブルガリア産のラベルを表示する制度を立ち上げるとされている。²⁷⁶



ブルガリア北東部ゴルナ・オリャホヴィツァの
ドライソーセージ（PGI）



ブルガリア南西部パナギュリシテの
セミ・ドライサラミ（TSG）

²⁷⁶<http://www.babh.government.bg/bg/Object/news/view/2235/%D0%9C%D0%B8%D0%BD%D0%B8%D1%81%D1%82%D1%8A%D1%80%20%D0%A2%EF%BF%BD>

農林水産省令和元年度地理的表示保護制度緊急対策委託事業

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

2021 年 3 月